大和総研
Daiwa Institute of Research

2021 年 4 月 28 日　全 4 頁

# 3 回目の緊急事態宣言発出で雇用情勢はどうなるか

## 失業率は雇調金により最高でも 3.2%程度にとどまる見込み

経済調査部　研究員　田村 統久

［要約］

- 新型コロナウイルスの感染拡大以降、失業率は雇用調整助成金の大規模な支給などを背景に低水準で推移している。3 回目となる今回の緊急事態宣言の発出による失業率の上昇は、景気の悪化度合いに比べても小幅にとどまる公算が大きい。仮に緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大し、1 カ月間発出されるとしても、失業率は最高でも 3.2%程度にとどまろう。

- 政府は 5 月以降、感染状況が落ち着いた地域や業況が極端には悪化していない企業に対して、雇用調整助成金の特例措置を縮減する方針である。しかし、先行きが極めて不透明ななかで、縮減に踏み出すのにはリスクが伴う。政策の変更が思わぬ雇用環境の悪化をもたらさないよう、特例措置の縮減には細心の注意を払う必要がある。

## 1. 3 回目の宣言発出後の雇用環境をどうみるべきか

### 強まる感染拡大防止策、高まる雇用環境の悪化懸念

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、政府や自治体の感染拡大防止策が急速に強化されている。4 月 5 日に 3 府県に適用された「まん延防止等重点措置」（以下、まん延防止措置）はその後 11 都府県へと対象地域が拡大され、4 月 25 日には 4 都府県に対して 3 回目となる緊急事態宣言が発出された。今回は酒類を提供する飲食店や大型商業施設、テーマパーク等に対して休業を要請するなど、2020 年春の 1 回目に近い内容で、年明けの 2 回目よりも厳しい。ただし、1 回目のような学校の一斉休校は要請されなかった。

こうしたなかで景気下振れに伴う雇用環境悪化への懸念が高まっている。本レポートでは過去 2 回の緊急事態宣言下の雇用環境の特徴を整理した上で、宣言発出後の失業率の見通しや雇用対策のあり方を検討する。

大和証券グループ　株式会社大和総研 丸の内オフィス　〒100-6756 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号 グラントウキョウノースタワー
このレポートは投資勧誘を意図して提供するものではありません。このレポートの掲載情報は信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、記載された意見や予測等は作成時点のものであり今後予告なく変更されることがあります。㈱大和総研と大和証券㈱は、㈱大和証券グループ本社を親会社とする大和証券グループの会社です。内容に関する一切の権利は㈱大和総研にあります。無断での複製・転載・転送等はご遠慮ください。

### 失業率の上昇の鈍さが目立った 1 回目、失業率がむしろ低下した 2 回目

過去 2 回の緊急事態宣言を受けた雇用環境の変化の特徴は以下のように指摘できる。すなわち、1 回目では厳しい休業・時短・自粛要請を受けて景気が大きく悪化したわりには失業率の上昇が鈍く、労働参加率の低下が顕著だった（**図表 1 左**）。そして 2 回目には失業率が低下するなど、雇用環境は改善傾向を維持した。

1 回目の宣言が発出された 2020 年 4-6 月期は実質 GDP が前期比年率で 30%近く減少したことを受けて労働需要も急減したが、企業は 1 人当たり労働時間の大幅な削減で対応し、雇用維持に努めた。4 月の休業者数（＝月末一週間に仕事をしなかった就業者）が約 600 万人と、過去最多を大きく更新したのは象徴的だ。この点、中長期的に人手不足が続く見込みであることに鑑みて企業が人手の確保に積極的だったことに加え、政府が資金面から企業の雇用維持の取り組みを強力に支援したことが寄与した。段階的に拡充された雇用調整助成金（以下、雇調金）等の支給決定額は累計ですでに 3 兆円を上回る。他方、労働参加率の低下は特にサービス業に勤めていた被扶養者が、緊急事態宣言下で離職するとともに労働市場から退出する傾向にあったことを反映している。とりわけ 7～14 歳の末子を持つ世帯の妻が離職する傾向が強く、学校の一斉休校を受けて、子供の面倒を見るために自ら離職した者も少なくなかったとみられる。

2 回目の宣言が発出された 2021 年 1 月と 2 月の失業率はいずれも 2.9%と、前年 12 月の 3.0%を下回った。業種別の内訳を見ると、感染拡大防止策の影響を受けやすい対面接触型のサービス業（本稿では、宿泊・飲食サービス・生活関連サービス・娯楽業を想定）では雇用者数が減少する一方で、そのほかの業種では増加基調を維持した（**図表 1 右**）。2 回目の宣言が緩やかな要請内容にとどまり、輸出の回復を受けて多くの業種の業況が改善したことで、総じてみれば労働需要が回復したようだ。加えて、学校の一斉休業が実施されなかったこともあって労働参加率は低下せず、むしろ上昇基調を維持した。

**図表 1：失業率・労働参加率・休業者数の推移（左）と業種別に見た雇用者数（右）**

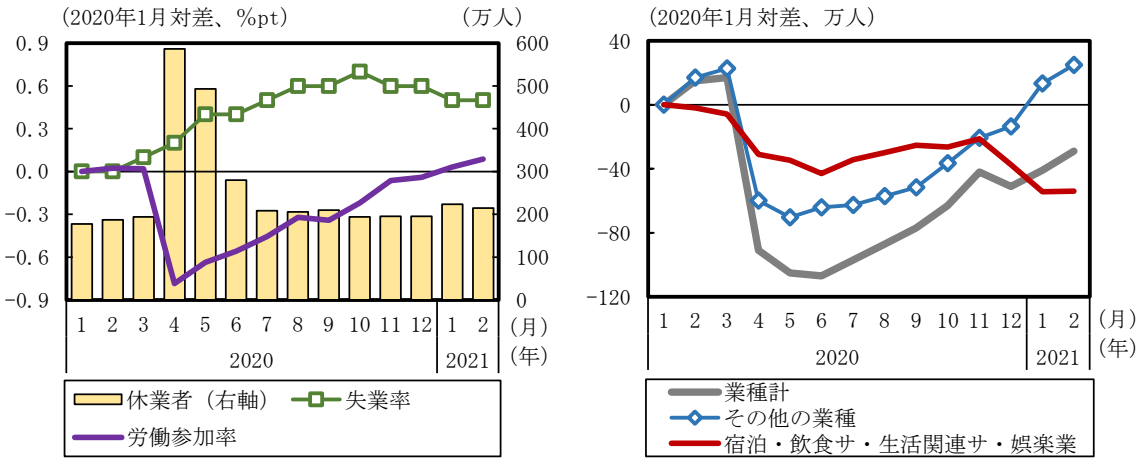


（注）失業率、労働参加率、雇用者数（業種計）は総務省による季節調整値に基づく。その他は大和総研による季節調整値。サはサービスの略。
（出所）総務省統計より大和総研作成

### 3 回目の宣言発出後の失業率は最高でも 3.2%程度にとどまる見込み

今回の緊急事態宣言は雇用環境にどの程度の影響を及ぼすのだろうか。神田慶司・山口茜（2021）[1]に基づいて試算すると、4 都府県における 3 回目の緊急事態宣言が予定通り 5 月 11 日に解除されるケースでは、実質 GDP が 0.3 兆円減少するという。この想定のもと、GDP ギャップと失業率（半年後）との逆相関関係（オークンの法則）を利用すると、17 日間の緊急事態宣言の発出で失業率は半年後に 0.1%pt 上昇すると試算される[2]。また、全都道府県に対して 1 カ月間の宣言が発出されるケースでは実質 GDP が 1.6 兆円減少し、半年後の失業率は 0.6%pt 上昇すると試算される。

もっとも、この試算結果は感染拡大以降の政策効果や、労働市場（労働参加率や 1 人当たり労働時間、労働者の業種分布など）の変化が十分に反映されていない。前述したようにコロナショックのもとでは、政策対応を背景とした積極的な雇用維持や離職者の労働市場からの退出傾向など、平時とは大きく異なる動きが見られた。

とりわけ 3 兆円を超える雇調金等の支給は、景気悪化で上昇圧力がかかった失業率を低水準に押しとどめた。内閣府「日本経済 2012-2013」の手法を参考にすると、雇調金等は 2020 年 4～12 月の失業率を 2.0～2.4%pt 押し下げたと試算される（**図表 2 左**）。手厚い雇用対策が継続する限り、失業率はオークンの法則から予想されるほどには上昇しないだろう。また、今回の緊急事態宣言中は米中経済の力強い回復を背景に輸出の回復基調が続き、製造業などでの労働需要が回復すると見込まれることも、失業率の上昇を抑制しよう。総じてみれば、緊急事態宣言が全都道府県に対して 1 カ月間発出される事態に陥った場合でも失業率の上昇は限定的であり、最高でも 3.2%程度にとどまるとみられる。

---

[1] 神田慶司・山口茜「三度目の緊急事態宣言発出による日本経済への影響」（大和総研レポート、2021 年 4 月 22 日）。当レポートが試算した緊急事態宣言発出の実質 GDP への影響はいずれもまん延防措置の影響を含む。

[2] 2010～19 年の四半期データをもとに、失業率（2 四半期遅行）の GDP ギャップに対する弾性値を求めた上で、想定する GDP ギャップの悪化額から失業率の上昇幅を計算した。

## 2. 雇調金の特例措置の維持など手厚い雇用維持支援策の継続を

以上の試算結果が示すように、感染状況の悪化で先行き不透明感が強いなかでは手厚い雇用維持支援を当面維持することが肝要だ。この点、厚生労働省が 2021 年 3 月 25 日に公表した「5 月以降の雇用調整助成金の特例措置等について」によると、感染状況が落ち着いた地域や業況が極端には悪化していない企業への雇調金の特例措置は、5、6 月に縮減する方針である。具体的には、まん延防止措置の適用下で営業時間の短縮要請等に応じた事業主や売上等が大きく減少した事業主を除き、雇調金の助成率を最大 10/10 から 9/10 へ、日額上限を 1 万 5,000 円から 1 万 3,500 円へと引き下げる。雇調金が本来保険であることに鑑みれば、財源の観点などから雇調金の現行の枠組みは維持しづらく、特例措置の縮減を目指すことには合理性がある。

しかし、感染拡大に歯止めがかからないなかで縮減に踏み切るのは大きなリスクが伴う。前出の政府の方針は、事業所の所在地ごとに雇調金の支給額に差を設けることを想定しているが、事業は必ずしも特定の地域で完結しているわけではない。まん延防止措置などの適用地域外に所在する事業所でも、適用地域における事業環境の悪化や移動制限などの煽りを受けて、業況が下振れするようなケースが少なくないとみられる。特例措置の縮減に着手するに当たり、こうした事業所への支援が手薄になる恐れがある点は注意を要する[3]。日額上限を現在の 1 万 5,000 円に維持すれば、感染拡大の影響を受けやすい対人接触型サービス業における日給を企業規模にかかわらず概ねカバーでき、雇用維持を強力に支援できる（**図表 2 右**）。政策の変更が思わぬ雇用環境の悪化をもたらさないよう、特例措置の縮減には細心の注意を払う必要がある。

**図表 2：雇用調整助成金の失業率抑制効果（左）、業種・企業規模別の一般労働者の平均給与（右）**

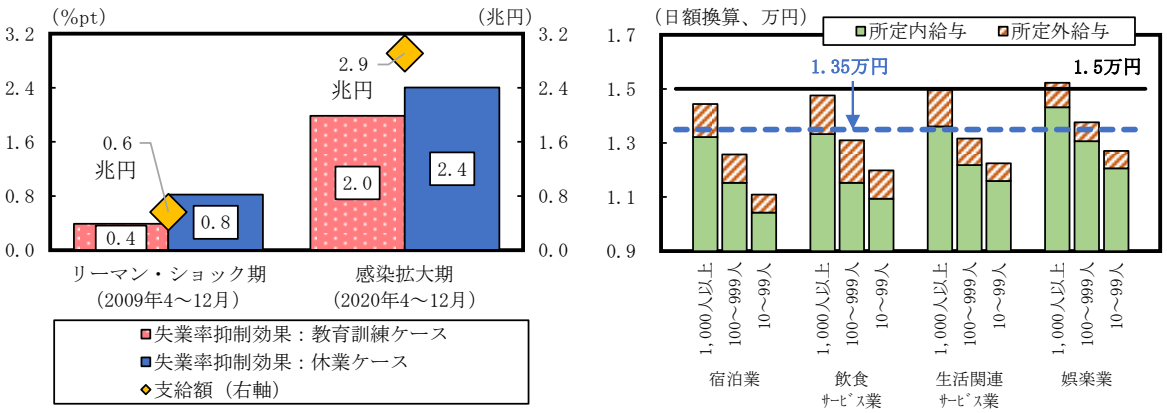


（注）左図の失業率抑制効果は、リーマン・ショック期が内閣府試算、感染拡大期が大和総研試算。休業実施から支給決定まで2カ月かかると仮定して、2009年4～12月の支給額は2009年6月～2010年2月、2020年4～12月のそれは2020年6月～2021年2月の支給決定額を掲載。「休業ケース」は当該労働者が休業のみ、「教育訓練ケース」は休業と同時に教育訓練も行った場合を指す。2009年4～12月は中小企業緊急雇用安定助成金、2020年4～12月は緊急雇用安定助成金の効果を含む。右図は所定内労働時間を1日8時間と仮定して集計したもので、データは2019年。
（出所）厚生労働省、総務省、内閣府資料・統計より大和総研作成

[3] 4 月までは 1 カ月の生産指標が前年比で 5%減少していれば特例措置の対象となったが、（2021 年 3 月 25 日公表の方針によれば、）5 月以降、まん延防止措置の適用地域外で特例措置の対象になるには生産指標が最近 3 カ月の月平均で前（々）年同月比 30%以上減少していなければならない。